

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第112号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年12月1日 06時10分ごろ
発生場所	熊本県三角港寺島北西岸 三角港 荷島灯台から真方位140° 1,800m付近 (概位 北緯32°35.73′ 東経130°28.23′)
事故等調査の経過	平成26年12月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 盛漁丸、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	293-36979熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	右舷船底中央部に擦過傷、プロペラ翼先端及びプロペラシャフトに曲損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、約3ノットの対地速力で寺島北西方沖を航行中、主機の警報ランプが点灯した。 本船は、船長が、周囲の状況を確認のうえ、主機を停止して漂泊し、機関室に入って主機を点検していたところ、平成26年12月1日06時10分ごろ寺島北西岸の岩礁に船尾が乗り揚げた。 船長は、機関室で衝撃を受けて乗り揚げたことを知り、付近を航行していた船舶に懐中電灯を振って救助を求め、錨を入れて本船の船固めを行った後、来援した船舶に移乗して定係地に戻った。 本船は、船長が、16時ごろ、修理業者の船で乗揚場所に戻り、満潮を待って離礁し、自力航行して定係地に戻った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮流 東南東流（流速不詳） 月没時刻：01時17分ごろ 日出時刻：07時01分ごろ
その他の事項	本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.9mであった。 船長は、本事故発生場所付近の航行経験が豊富で、水路状況を熟知しており、機関室に入る前、周囲の状況を確認し、東南東方に流れる潮流を認めたものの、岩礁までは距離があるので乗り揚げることはないと思った。 船長は、機関室に入って潤滑油量や冷却水系統などの点検を行っていた。

	本船には、レーダー及びGPSプロッターはなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、寺島北西方沖で漂流中、船長が、機関室に入って主機の点検を行い、見張りを行っていなかったことから、風潮流に流されて寺島北西岸の岩礁に接近していることに気付かず、同岩礁に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、機関室に入る前、周囲を確認し、東南東方に流れる潮流を認めたものの、岩礁までは距離があるので乗り揚げることはないと思っただものと考えられる。 船長は、機関室に入って主機を点検する際、錨泊していれば、風潮流に流されることはなく、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、寺島北西方沖で漂流中、船長が、機関室に入って主機の点検を行い、見張りを行っていなかったため、風潮流に流されて寺島北西岸の岩礁に接近していることに気付かず、同岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅所が存在する海域で、船を停止する場合は、錨泊することが望ましい。